
◎開会の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、令和7年第7回新ひだか町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、15番、北道君、16番、志田君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(福島尚人君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月12日までの4日間に決定いたしました。

◎行政報告

○議長(福島尚人君) 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

〔町長 大野克之君登壇〕

○町長(大野克之君) おはようございます。行政報告の前に昨夜11時15分、青森県の沖合で起きた地震に関しまして、私どもの町におきましても住民の皆さんが避難したということがございます。夜中の避難でございますし、気温もかなり下がっているという状況でございます。そういう中で結果的には注意報も全部取れまして、解除されたわけですが、引き続き、初めてだと聞いてございますが、後発地震の注意報ということで、ここ1週間ぐらいはもう少し大きいのが来るというような話で報道がなされております。気象庁の発表もそのようなことでされております。その中で、昨夜の11時15分以降地震が十数回同じような地域で起きているということで、中には震度4、マグニチュード6前後の地震も起きているということですので、これからまたさらにここ1週間は最低でも注意していかなければならないのかなと思っております。今現在被害の状況などについては、今現場を回っている最中もございますが、被害の状況については確認してございませんので、大きなものは今の段階では情報として入ってきていないということござい

ます。

以上、行政報告の前に若干御説明をさせていただきました。

それでは、お手元の資料に基づきまして行政報告をさせていただきます。初めに、「令和7年度新ひだか町表彰について」でございますが、2名の方に町表彰を贈呈してございます。表彰贈呈式は、11月3日の日に静内エクリプスホテルで行ってございます。

次のページに参りまして、2ページから3ページにかけては「暴風雨による被害状況について」でございますが、9月20日からの暴風雨による被害状況は11月の臨時会におきまして中間報告をさせていただいておりましたが、最終的に被害額が確定いたしましたので、御報告をいたします。その被害額は5億8,973万3,000円ということになってございます。

次に、3から4ページの6にかけて4件の要望活動、要請活動を行ってございます。1つはホッカイドウ競馬に関する要請活動、3ページの一番下段でございますが、大規模災害に備えた代替道路ということで、これはえりも町が孤立するということで、何とか孤立するのを防げるような代替道路を検討していただけないかということの要請でございます。4ページに参りまして、高規格道路の整備に関する中央要望ということで、道内選出の国会議員、あるいは関係省庁に対して関係町長と共に要請活動を行ってございます。6番目の室蘭の児童相談所、これ苫小牧に分室があるわけでございますが、そこに一時保護所機能を設けてほしいということで、これは北海道に対しまして要請活動を行ってございます。

続きまして、7でございますが、建設工事に係る入札の発注状況につきまして、令和7年の10月9日から10月23日の間に工事、委託合わせまして8件の入札を執行してございます。その詳細につきましては、5ページから8ページにかけて資料を添付してございますので、後ほど御覧いただければと思います。

最後になりますが、「工事に係る見積りの執行について」でございます。記載のとおり2件の見積りを行ったところでございます。この詳細につきましては、9ページに載せてございますので、これにつきましても併せてお目通しをいただければと思います。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 次に、教育委員会の行政報告を行います。

教育長。

[教育長 久保田達也君登壇]

○教育長(久保田達也君) 教育行政報告を申し上げます。

お手元に配付の文書に記載のとおり、令和7年11月3日の町の表彰贈呈式と併せて教育委員会表彰贈呈式を挙行し、本町の教育、文化、スポーツの振興、発展に御尽力をいただきました9名の方々に各賞を贈呈いたしました。受賞されました皆様方のますますの御活躍を御期待申し上げます。教育行政報告といたします。

○議長(福嶋尚人君) これで行政報告は終わりました。

行政報告の質疑については、議案審議後といたします。

◎委員会審査報告の上程、報告、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第4、委員会審査報告を議題といたします。

さきに付託の「議案第12号 令和6年度新ひだか町水道事業会計決算認定について」、「議案第

13号 令和6年度新ひだか町下水道事業会計決算認定について」及び「議案第14号 令和6年度新ひだか町病院事業会計決算認定について」の3件を一括して委員長の報告を求めます。

企業会計決算審査特別委員長、池田君。

〔企業会計決算審査特別委員長 池田一也君登壇〕

○企業会計決算審査特別委員長(池田一也君) おはようございます。企業会計決算審査特別委員会の審査報告をさせていただきます。

令和7年12月9日

新ひだか町議会議長 福嶋尚人様

企業会計決算審査特別委員会委員長 池田一也

委員会審査報告書

令和7年9月11日、第5回新ひだか町議会定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 1 付託事件 議案第12号 令和6年度新ひだか町水道事業会計決算認定について
議案第13号 令和6年度新ひだか町下水道事業会計決算認定について
議案第14号 令和6年度新ひだか町病院事業会計決算認定について
- 2 審査の経過 令和7年10月15日に委員会を開催
- 3 審査の結果 認定すべきものと決定

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

企業会計決算審査特別委員会は、議長及び議会選出監査委員を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本案は質疑を省略することに決定いたしました。

本案に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから採決を行います。

初めに、「議案第12号 令和6年度新ひだか町水道事業会計決算認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案の決算に対する委員長の報告は、認定とすることであります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、認定することに決定いたしました。

次に、「議案第13号 令和6年度新ひだか町下水道事業会計決算認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案の決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 違うのではないの、場所が。今議案第13号だ。

[何事か言う人あり]

○議長(福島尚人君) 取り消しますね。

〔「取り消します」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、認定することに決定いたしました。

次に、「議案第14号 令和6年度新ひだか町病院事業会計決算認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案の決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、認定することに決定いたしました。

◎委員会審査報告の上程、報告、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第5、委員会審査報告を議題といたします。

さきに付託の「議案第2号 令和6年度新ひだか町各会計歳入歳出決算認定について」委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、池田君。

〔決算審査特別委員長 池田一也君登壇〕

○決算審査特別委員長(池田一也君) 決算審査特別委員会の審査報告をさせていただきます。

令和7年12月9日

新ひだか町議会議長 福島尚人様

決算審査特別委員会委員長 池田一也

委員会審査報告書

令和7年11月5日、第6回新ひだか町議会臨時会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 付託事件 議案第2号 令和6年度新ひだか町各会計歳入歳出決算認定について

2 審査の経過 令和7年11月18日、19日(2日間)に委員会を開催

3 審査の結果 認定すべきものと決定

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

決算審査特別委員会は、議長及び議会選出監査委員を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本案は質疑を省略することに決定いたしました。

本案に対して討論の通告がありますので、討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

13番、川端君。

[13番 川端克美君登壇]

○13番(川端克美君) おはようございます。令和6年度新ひだか町各会計歳入歳出決算の認定に反対をする討論を行います。

私は、この討論で決算を認定できない理由について考えを申し述べ、議員皆さんの賛同を得たいと考えております。令和6年度においても高齢者福祉施設指定管理業務委託料は2億9,560万円の支出がされております。この指定管理業務委託は令和3年度から実施されておりますが、この委託料は新ひだか町と指定管理者との間で契約された基本協定書24条、指定管理料及び25条、転籍職員の現給保障の規定によってのみ支払われるべきものであります。令和2年12月議会の議案第15号で高齢者福祉施設の指定管理者が決定され、この業務に係る5年間の債務負担行為として14億9,940万円が議決されております。この債務負担金額の内訳は、静寿園、蓬莱荘、デイサービスセンターみつし、なごみ、あざみ、ケアハウスのぞみの6施設に勤務している職員が新ひだか町の職員を退職して、指定管理者へ移籍することに伴う給与の差額を保障する現給保障費が13億8,840万円、ケアハウスのぞみの経営収支不足分が1億1,500万円と説明されております。

この業務の指定管理制度の導入に当たり議会で問題となったのは、静寿園等高齢者福祉施設の入所者及びサービスを利用する利用者が受けるサービスの低下を招かないかどうかという点と業務に当たっている職員が公務員という地位を失い、民間法人へ移籍することで処遇が大きく低下することにならないかという点であったのです。この懸念に対して、理事者の答弁は民間の豊富な経験を生かしたより高いサービスを受けることができるというものでありました。もう一点の移籍した職員の処遇の給与については、転籍時の給与を5年間保障し、さらに5年をかけて保障分の給与を均等に減額するというものでありました。令和3年度から令和7年度までの5年間の指定管理料14億9,940万円のうち移籍した職員の現給保障費13億8,840万円が債務負担として確保されたのです。この金額は、移籍を想定した職員173名が5年間一人も退職することなく勤めていても新ひだか町役場の職員として支給されていた給与を受け取ることができる保障を議会は決定したのです。

ところが、173人の移籍を前提に積算されていた債務負担は、指定管理業務が開始される前年度末の令和3年3月31日までに17人が退職をしております。その時点で17人に支給する現給保障費は不用になるはずのものです。さらに、令和5年5月末までにこの17人を含めた50人が退職をしております。この時点で50人分の給与現給保障費は不用になるはずの性質の債務負担であったことを議員の皆さんはぜひ思い起こしていただきたい、そう思います。

今委員長報告のあった令和6年度の決算審査では、新ひだか町から指定管理者に移籍した職員が令和6年度において何名在籍しているかについての質疑に対し、裁判中なので答えられないという答弁でした。転籍職員の在職者数に関係なく、指定管理料を払うという合意があるという答弁を過去にしていましたから、例えば転籍職員が全員退職していたとしたら、現在は一人もいないという答弁ができるはずのものであります。支出に関する質疑であるにもかかわらず、裁判中を理由に答弁を拒否しているのです。この債務負担は、新ひだか町の職員として長い間介護業務に携わってきて、民間に移籍してもらった職員に対する議会としての信義でもあります。転籍職

員が一人もいなくても転籍者に係る現給保障分を指定管理者に支出していいのだということには全くなりません。これは、基本協定書25条の甲、新ひだか町です、甲から乙、指定管理者に移籍した職員の現給保障は町が定めた期間において所要の額を給与と併せて指定管理者が職員に支給するものとするという規定からも明らかなものです。

これまでも一般質問、決算審査を通してこの指定管理料について何度も疑問を呈し、指定管理料の是正を図るよう求めてきました。また、支出しているのであるから、その根拠を明らかにするよう求めてきましたが、理事者は契約書である基本協定書の規定には触れず、基本協定書には指定管理料を清算するという規定はないとして、指定管理者と新ひだか町とは転籍職員の在籍数にかかわらず指定管理料を支払う合意があるとして、令和3年度は3億1,700万円、令和4年度、令和5年度、そして令和6年度も指定管理に係る説明の当初からの現給保障費とケアハウスのぞみの収支不足分を含めた2億9,560万円を支出しているのです。決して在籍している職員に対し現給保障費を支払って、残った分は指定管理者が取ってもよいということにはならないはずのものです。また、転籍職員全員が在籍していた場合、指定管理者の取り分はありません。また、転籍者が全員退職している場合には、現給保障分の全部を指定管理者が取ることになります。こんな公金の支出はあり得ないのです。

当初予定どおりの指定管理料を各年で支払うという合意があったという理事者の答弁は、令和2年12月議会の議案審議において、指定管理者の指定及び債務負担行為の議決の際ですが、何らの説明もありません。合意の内容はこのとおりだという資料の提出も合意の具体的内容の説明もいまだありません。議案の説明資料には、そのような文言は一切ないのです。合意が本当にあったかどうかさえ私たち議員にあっても分からないのです。もちろんこのような合意はあってはならないものですし、2億9,650万円の支出根拠さえ示せない行為です。議会はこのような事態に陥ることを想像すらできないまま議決に至ったのは、議員皆さん御承知のとおりです。このように支出根拠が明らかでなく、支出目的がゆがめられた決算は認定すべきものではないと考えて、認定に反対するものです。

この件に関して議員の皆さんはいま一度指定管理料がどういう性質を持ったものであるかを再考され、決算認定に反対することをお願いし、令和6年度の新ひだか町各会計歳入歳出決算の認定に反対する討論を終わります。御賛同をよろしく申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

15番、北道君。

[15番 北道健一君登壇]

○15番(北道健一君) おはようございます。令和6年度新ひだか町各会計歳入歳出決算認定につきまして、認定に賛成の立場から討論を行います。

令和6年度各会計歳入歳出決算に当たっては、決算特別委員会におきまして慎重に審査が行われました。新ひだか町高齢者福祉施設指定管理業務委託料に対し決算認定に反対の意見があったところですが、この委託業務は令和2年12月に開催された定例会において令和3年から令和7年までの債務負担行為の認定について私を含め議員各位による審議が行われ、議決された委託業務であります。この予算に基づき5年間の高齢者福祉施設の管理運営に関する基本協定書が結ばれ、年度協定書に基づき業務が行われているところでありますが、令和6年度においても同様に年度協定に基づいた業務が行われ、契約に基づいた委託料が執行されたことに違法性はないこと、ま

た適正に執行されていることを決算審査特別委員会からの報告でも確認できましたので、賛成の立場から意見といたします。

御賛同よろしくお願ひいたします。

○議長(福嶋尚人君) 私語はやめてください。

以上で討論を終結いたします。

これから「議案第2号 令和6年度新ひだか町各会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案の決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願ひます。

[起立する者多数あり]

○議長(福嶋尚人君) 着席ください。起立多数であります。

よって、議案第2号は、認定することに決定いたしました。

◎延会の議決

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長(福嶋尚人君) どうも御苦労さまでした。

(午前 9時59分)